

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業容ならびに組織の規模に見合ったコーポレート・ガバナンスの充実を、重要な経営課題のひとつとして認識しており、経営の健全性及び透明性を維持しつつ迅速な意思決定の実現に努めております。

当社は、会社の機関として取締役会及び監査役会を設置し、取締役会を経営上の重要事項の意思決定機関として、また監査役会を取締役の業務執行に対する監督機関として位置づけ機能させております。

また、監査役監査と監査法人による会計監査及び内部監査との間の緊密な連携を通じ、内部統制の充実を図っております。

今後も、事業の拡大に応じたコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け取り組んでいく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉野勝秀	724,100	26.77
日本証券金融株式会社	223,500	8.26
西田井太郎	130,100	4.81
中谷宅雄	122,400	4.52
松井証券株式会社	117,000	4.32
新留幸二	84,000	3.10
宮上元伸	76,000	2.81
松浦一博	63,500	2.34
株式会社SBI証券	54,900	2.02
楽天証券株式会社	49,100	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂田靖志	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂田靖志	○	——	公認会計士・税理士として会計に関する幅広い知識・経験を有し、他社の社外監査役としての実績も有しており、専門的見地を当社の経営に反映していただくことが期待されます。また、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断するとともに、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人を設置しており、金融商品取引法及び会社法に基づき、監査法人による会計監査を受けております。監査役、監査法人及び内部監査担当者は必要に応じて随時意見交換を行い、緊密な連携を取ることで内部統制の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金沢 修	公認会計士													
小谷 洋三	他の会社の出身者													
五島 信也	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金沢 修	○	――	同氏の業務経験に照らし当社監査役に相応しいと判断したため。また、当社において社外監査役としての監査機能を十分に発揮しており、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
小谷 洋三	○	――	同氏の業務経験に照らし当社監査役に相応しいと判断したため。また、当社において社外監査役としての監査機能を十分に発揮しており、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
五島 信也	○	――	同氏の業務経験に照らし当社監査役に相応しいと判断したため。また、当社において社外監査役としての監査機能を十分に発揮しており、当社との間に特別な利害関係はないため、一

		般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の役割に応じた報酬の設定を行っており、インセンティブに関する施策は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社HPにおいて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、主として管理部門担当取締役が、社外取締役及び社外監査役との情報伝達役として機能しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営上の重要事項の意思決定機関は取締役会であり、定時取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じ随時開催されております。取締役会には監査役も出席し、経営に対する助言、提言を行うとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を果たしております。監査につきましては、社外監査役(独立役員を兼ねる)による業務監査及び会計監査、監査法人による会計監査のほか内部監査を行っております。監査法人につきましては、監査法人アヴァンティアと監査契約を締結し会計監査を受けるとともに、会計に関する重要な課題について適宜助言を受け検討及び判断を行っております。平成27年3月期において、監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。監査法人アヴァンティア
代表社員 業務執行社員 小笠原 直
業務執行社員 入澤 雄太
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士2名、その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は本報告書提出日現在、取締役4名、監査役3名、従業員3名の小規模組織であり、組織の規模に見合った経営管理体制を敷いております。当社では、社外取締役1名を選任しております。当該取締役は会社法第2条第15号に規定する社外取締役の要件を満たしており、また当社の監査役は全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役の要件を満たしております。さらに、社外役員4名を全員、独立役員として指定していることから、客観性及び中立性を確保しつつ経営の監督機能を果たす体制となっております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第14回定時株主総会について平成27年6月26日(金)開催のところ、平成27年6月11日(木)に招集通知の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	今年の定時株主総会は平成27年6月26日(金)に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを作成し、HPに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の開示情報、IR年間スケジュール、財務ハイライト等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員及びIR事務連絡責任者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR担当役員及びIR事務連絡責任者を置いております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 経営管理体制

当社は、業務規程に基づき、会社として遂行されるべき業務を複数の部署及び個別業務に区分し、各部署に担当取締役を配置し、各個別業務を所定の役職員が分担して担うとともに社内規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を図っております。また、個別業務に係る重要な項目についての意思決定ならびに当該個別業務の遂行は、担当取締役及び代表取締役の管理監督のもとに行われ、業務執行プロセスの適正性は担当取締役及び代表取締役により確認されております。

2. 内部監査

当社は少人数組織であることに鑑み、内部監査を担当する独立した部署や担当者は置かず、代表取締役が指名する者に内部監査業務を兼務させ、内部監査を実施しております。

当社の内部監査は、年間の内部監査計画に基づき、サンプル調査の手法により抽出した案件・取引の事務処理、会計処理の適正性及び規則準拠性を主な監査対象としており、内部チェックとしての機能を重視しております。

なお、内部監査担当者が通常業務も兼務していることから、当該担当者が担当した案件・取引については、自己監査とならぬよう内部監査の対象とはせず、代表取締役及び担当取締役がチェックを行うことで、業務処理の適正性を確認しております。

また、監査役と監査法人及び内部監査担当者との緊密な連携により、内部統制の充実を図っております。

内部統制の仕組みにつきましては、今後の業容ならびに組織の拡大に合わせて、規模に見合った体制を適時に整備していく方針であります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

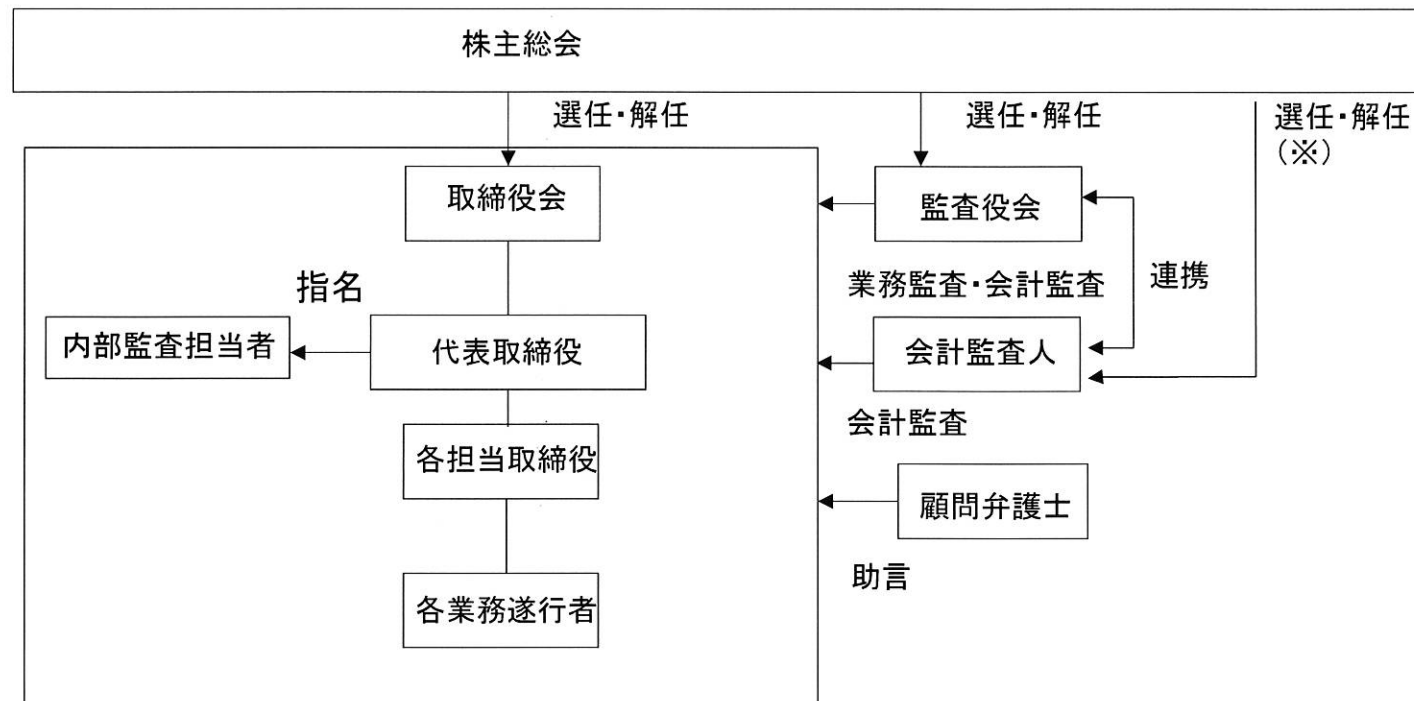
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。



※解任は、会社法第340条第1項に該当した場合とする。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

情報開示につきましては、業容ならびに組織の規模に見合った体制の構築を念頭に、情報開示担当役員を中心とし社内体制の整備、拡充に努めることを基本方針としております。

現状、取締役会及び全役職員参加による案件連絡会の場等を通じて、会社の経営に重要な影響を与える事実等の重要情報の収集及び整理を行っており、重要情報が適時に社長及び情報開示担当役員に伝達される体制を整えております。

重要情報については情報開示担当役員のもとで一元的に管理し、社長その他必要と認める者との協議により開示の判断を行います。開示の判断がなされた場合は、取締役会における決議又は報告のうえ、開示手続きを行います。

以上

【適時開示体制の概要(模式図)】

